

池田市公益活動促進に関する 今後の在り方（案）

目次

項目	ページ
1. 池田市の概要	
1-1 池田市の概要	2
1-2 池田市の人口	3
2. 池田市公益活動促進の経緯	
2-1 池田市公益活動促進に関する条例設置背景	4
2-2 公益活動促進のこれまでの取り組み	4
3. 池田市公益活動促進に関する条例	
3-1 目的、定義	5
3-2 基本理念	5
3-3 基本的施策	5
4. 公益活動促進施策の現状と課題	
4-1 施策全体	7
4-2 公益活動登録団体	8
4-3 協働事業提案制度	8
4-4 池田市公益活動促進協議会	9
4-5 池田市公益活動促進センター	9
4-6 池田市公益活動促進基金	10
4-7 公益活動助成金	11
4-8 公益活動補助金	11
4-9 公益活動事務委託	12
5. 今後の在り方（案）	
5-1 今後の全体像	13
5-2 施策の改善点	14
6. 近隣市事例	
6-1 豊中市	16
6-2 箕面市	17
6-3 吹田市	18
6-4 近隣市比較表（助成金・登録団体・センター管理）	19

《 1. 池田市の概要》

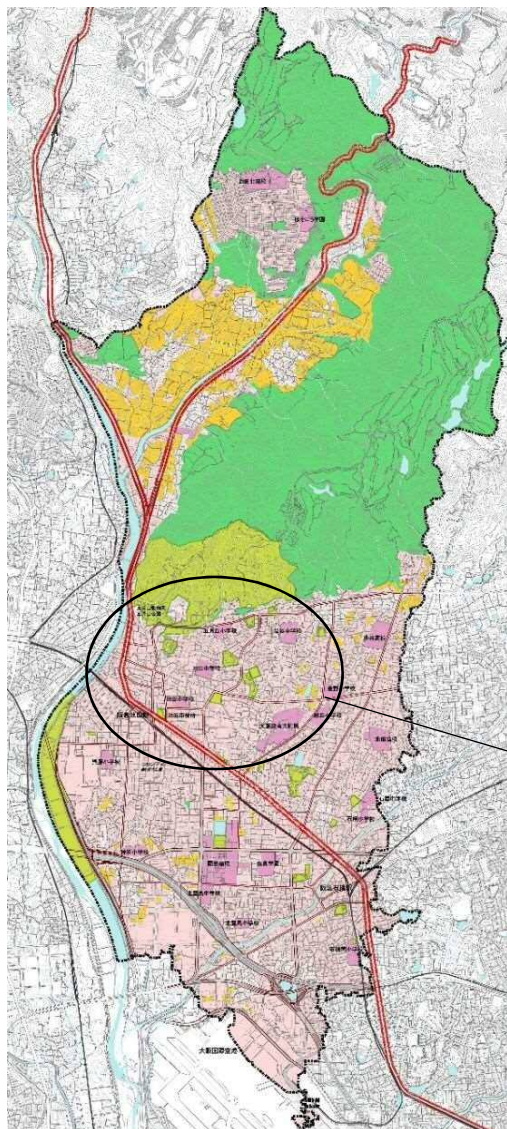
1-1. 池田市の概要

本市は、古くから西国街道や能勢街道、余野街道などが通る交通の要衝として栄えた。江戸時代には、呉春をはじめ、文化人や知識人の来住で池田文化がさらに広がる。

近年は、鉄道による都心へのアクセスに恵まれ、大阪国際空港や高速道路などの交通インフラが発達し、交通利便性の高い文教・住宅都市として発展してきた。また五月山や猪名川に囲まれた自然豊かな地域でもある。

市域のうち、五月山以南は、ほとんど市街化されており、農地は北部の細河地区だけになりつつある。

今後、少子高齢化に伴う人口減少時代を迎えるなか、積極的にAIを始めとする革新的な技術の導入を検討し、SDGsの達成に向けた取り組みを進めるとともに、より多くの市民が市政に参加し、活躍するまちづくりを進めている。

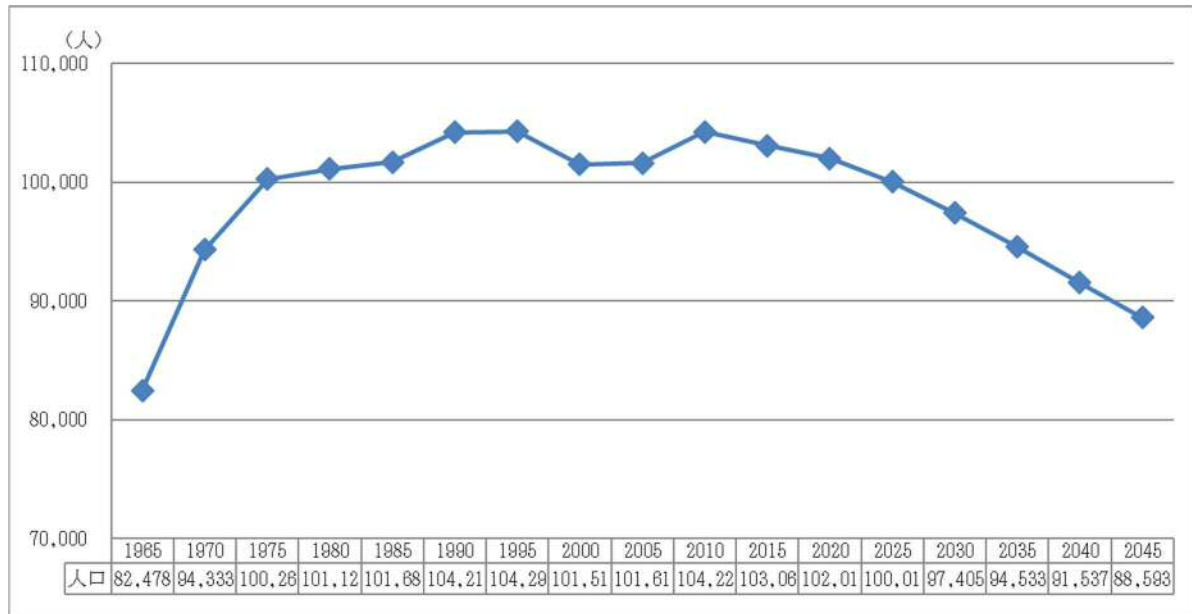


市域面積 22.14k m ²	人口 103,600人(R1)
世帯数 48,757世帯(R1)	外国人 2,133人(R1)
年少(0-14)人口 13,199人(R1)	老年(65-)人口 27,909人(R1)
共同利用施設数 31会館	コミュニティセンター数 4会館
自治会加入率 30.1%(R1)	事業所数 3,647所(H28)

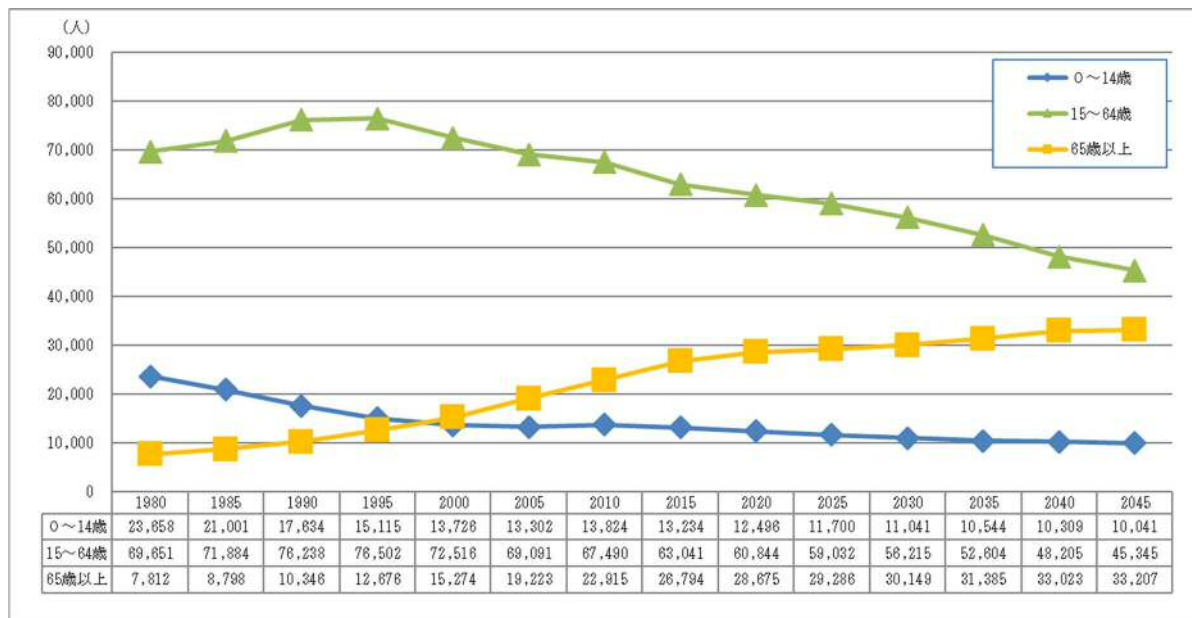


1-2. 池田市の人口

○総人口の推移と将来推計



○年齢3区分別人口の推移と将来推計



※池田市まち・ひと・しごと人口ビジョン（令和2年2月改訂）より抜粋

《 2 . 池田市公益活動促進の経緯》

2 - 1 . 池田市公益活動促進に関する条例設置背景

本市における公益活動の促進は、2001（平成13）年4月に施行された「池田市公益活動促進に関する条例」が定める基本理念、施策に則り実施されてきた。

本条例が制定された背景には、阪神淡路大震災を契機にボランティア活動が発展していく中で1998（平成10）年に特定非営利活動促進法（通称NPO法）が成立し、全国的に地方自治体が各自の特色を反映した独自のボランティア条例化に向けて活発化してきた動きがある。

このような動きの中、本市においても第5次池田市総合計画「ふれあいラブ池田（1999（平成11）年）」の中で、「個性を生かしたみりよくあるまちづくり」の一環としてボランティア活動の促進が謳われた。

公益活動の高まりがある中、1999（平成11）年にボランティア推進室長を公募し、その室長の下で「ボランティア市民会議」を立ち上げ、2000（平成12）年に当該市民会議より「市民公益活動促進に関する提言」が提出され、それを基に本条例が制定された。

2 - 2 . 公益活動促進のこれまでの取り組み

2001（平成13）年4月の池田市公益活動促進に関する条例施行後、同年5月には、「池田市公益活動促進協議会」が発足し、公益活動団体の登録制度も開始した。同年7月に「池田市立公益活動促進センター」が開所、2002（平成14）年1月に「池田市公益活動促進基金」の運用が開始し、2004（平成16）年度に同センターの指定管理が始まった。さらに、市民と行政との協働の取り組みを推進するため、2007（平成19）年10月に協働事業提案制度が創設した。2009（平成21）年度に「池田市立公益活動促進センター」が現在の所在地に移転し、以後同じ制度設計の中で公益活動の促進が図られてきた。2022（令和4）年度、「池田市立公益活動促進センター」は、現共同利用施設池田会館の跡地に建築される（仮称）池田地域交流センターに移転する予定。

《3. 池田市公益活動促進に関する条例》

3-1. 目的、定義

本条例の目的は、自主的かつ主体的な公益活動を促進するとともに、行政と公益活動団体との協働を推進し、活力ある豊かな地域づくりに寄与することである。

本市における「公益活動」の定義は、条例上で規定されている。「公益活動」とは、市民が行い、又は市民のために行われる自発的かつ自立的な活動であり、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものである。また、「公益活動団体」とは、公益活動を継続的に行う法人その他の団体とする。

3-2. 基本理念

このような定義の中で定める基本理念は、市が公益活動を支援するときは、活動の自主性、主体性を尊重し、支援の内容及び手続きは、公平かつ公正で透明性の高いものでなければならないとし、市と公益活動団体が協働する場合は、相互に尊重し対等の関係で、協力・協調するものである。

3-3. 基本的施策

●公益活動団体登録制度

公益活動団体から申請があり、登録基準を満たしている場合は、登録団体として市長が登録する。登録すると、共同利用施設の無料使用、助成金の申請、協働事業の提案が可能となる。毎年、事業報告書の提出が必要。

●協働事業提案制度

市が実施している事業（又、今後実施し得る事業）のうち、市と協働できる事業を登録団体は市長に提案できる。審査の後、提案した登録団体と協働する必要があると認められれば、予算上（又、その他）の措置を講ずる。

●池田市公益活動促進協議会

公益活動の独立性と柔軟性を損なわないために、市と公益活動団体をつなぐ、中立で自律性の高い中間支援組織として条例で設置。

公益活動の促進に関する支援及び協働の施策についての提言、団体及び事業者へ助言、人材の育成及び普及啓発などが業務として条例に規定されている。

公益活動団体の登録、助成金の交付について意見具申を行う。

池田市立公益活動促進センターの指定管理者であり、公益活動団体事務委託事

業者である。又、コミュニティセンターの受付業務を「池田市立コミュニティセンター管理運営委員会」より委託されている。

●池田市立公益活動促進センター

池田市立コミュニティセンター（栄本町9-1）に併設して設置されている。指定管理者を公募により決定している。指定管理者は、池田市立公益活動促進センターの使用の許可、又池田市立公益活動促進センターの管理に関する業務を行う。

現指定管理者は、池田市公益活動促進協議会で、指定管理期間は、2019（令和元）年度から2023（令和5）年度の5年間である。（2004（平成16）年度より同協議会が4回連続で指定管理）

●池田市公益活動促進基金

基金への積立ては、市民から市及び指定団体（池田市公益活動促進協議会、池田市社会福祉協議会）に対して、公益活動の促進のために贈られた前年の寄付金と同額を一般財源から行うほか、当該年度の市への寄付金及び基金利子を積み立てる。池田市公益活動促進事業補助金及び池田市公益活動助成金の財源となっている。

●池田市公益活動助成金

登録団体及び指定団体から申請があれば書類審査の後、交付する。助成金の額は、助成対象活動に要する経費の2分の1以内の額とし、限度額は20万円。

設立5年以内の登録団体は、助成対象額の5分の4以内とし、限度額は20万円。活動終了後、実績報告の提出が必要。

●池田市公益活動促進事業補助金

池田市公益活動促進協議会が実施する事業に対して交付する。補助対象事業は、（1）NPO人材養成講座（2）団体設立・法人化・運営個別相談（3）その他市長が必要と認める事業となる。

補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める。

●公益活動団体事務委託

公益活動団体の登録受付、登録団体の変更・報告受付、助成金の申請受付を委託している。委託先は、特命により池田市公益活動促進協議会。

特命理由は、条例設置の中間支援組織で公益活動団体の登録・助成金の交付に関し意見具申を行っており、一連の事務手続きを円滑・確実に実施できる団体であるため。

《4. 公益活動促進施策の現状と課題》

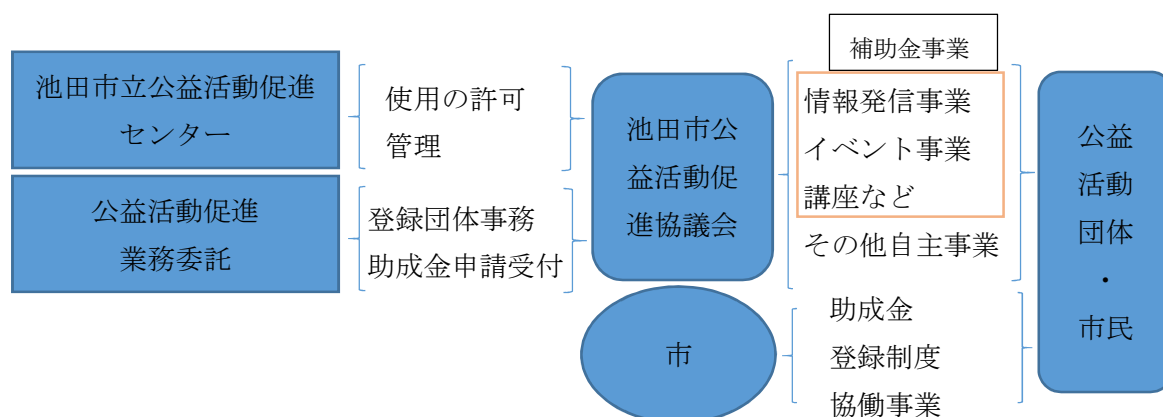
4-1. 施策全体

2020（令和2）年5月に登録団体に向けて実施したアンケートでは、団体の課題として、人材不足・会員不足・資金不足・活動の場の不足が余り差異なく選ばれた。原因として公益活動団体と地域との交流・マッチングの欠如により、地域からの活動の場の提供や人材・会費の確保が乏しくなったと考えられる。

行政との連携においては、公益活動団体とその担当部署の関係があまり無く、団体は自身の活動がどの部署が担当か把握しておらず、担当部署は、どのような公益活動団体があるか掴めていないことが多い。

条例制定時の公益活動の意義が、市民の価値観・ニーズが多様化していき、行政だけでは対応できなくなる中、公益活動団体が市と協働して、まちづくりを行うことであったが、現在の公益活動の意義と合致しているか検討が必要。

【施策イメージ図】



4-2. 公益活動団体登録制度

公益活動登録団体数は、2019（令和元）年度末時点で80団体となっている。制度開始当初の2001（平成13）年度末が13団体なので6倍強増えているが、この数年の登録団体数は横ばいとなっている。

登録団体の登録基準（別紙参照）が曖昧であり、共益的な活動が主であると思われる団体も登録されている。

【別紙参照：登録団体一覧】

【登録団体等】

	H13年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
登録団体	13	81	80	80	80
NPO法人	—	35	38	39	39
届出団体	42	161	169	183	129
延べ数	55	277	287	302	248

※届出団体…池田市公益活動促進協議会が実施する制度。

公益活動促進センター内の会議室や備品の使用が可能となる。

※NPO法人の一部は、登録団体として登録されている。

4-3. 協働事業提案制度

2007（平成19）年10月から当該制度が開始されたが、下記協働実績のとおり、提案事業実施数が少ない状況である。

公益活動登録団体が任意団体であることが多く、市としても提案を受け入れるハードルが高い。

【協働実績】

団体名	協働事業
NPO法人 北摂こども文化協会	指定管理者制度により、水月児童文化センターの管理運営を実施。
NPO法人 トイボックス	ひきこもり等青少年の課題に対する支援事業を実施。
声の図書	広報いけだを音声化し、市に提供。

4-4. 池田市公益活動促進協議会

会員は、正会員72名、賛助会員0名、団体賛助会員4名、準会員6名の計82名となっている。

市から、池田市立公益活動促進センター及び池田市立男女共生サロンの指定管理、公益活動団体事務及び助成金申請関係の委託を受けている。

市の補助事業として、情報誌の発行やメールマガジン及びSNSでの情報発信、イベントや講座の開催を実施している。

池田市公益活動促進協議会は、中間支援組織として条例設置しているが、市の附属機関ではなく、外部団体である。時代に即した制度に見直す上で、引き続き、外部団体の設置、その団体の組織や業務を条例で定めておくべきか考える必要がある。

自主事業として、各種相談・支援事業の他、ロッカー貸借事業、事務代行事業、団体支援サービス（備品レンタル等）の提供、市民活動団体と協力して行う団体連係支援事業、各種ネットワークへの参加を行っている。

4-5. 池田市立公益活動促進センター

池田市立公益活動促進センターの指定管理料は、2014（平成26）年度・2015（平成27）年度と7,806千円だったが、2016（平成28）年度に3,700千円増加、2017（平成29）年度に1,300千円増加している。増加理由としては、新規・改善事業の実施・体制強化に伴う執務環境整備・協議会イメージ変革のための費用である。

公益活動団体に向けた支援が主であるため、地域の自治会などとの接点が余りなく、公益活動団体と地域の自治組織との交流が少ない。

令和4年度に、（仮称）池田地域交流センターに移転する予定。移転により新たに指定管理者の選定を行う予定。

【指定管理料の推移】

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
指定管理料（千円）	11,506	12,806	12,806	12,800
利用件数（件）	1,093	1,353	1,256	1,474
利用者数（件）	5,840	6,907	6,346	7,557

4-6. 池田市公益活動促進基金

○マッチング・ギフト方式

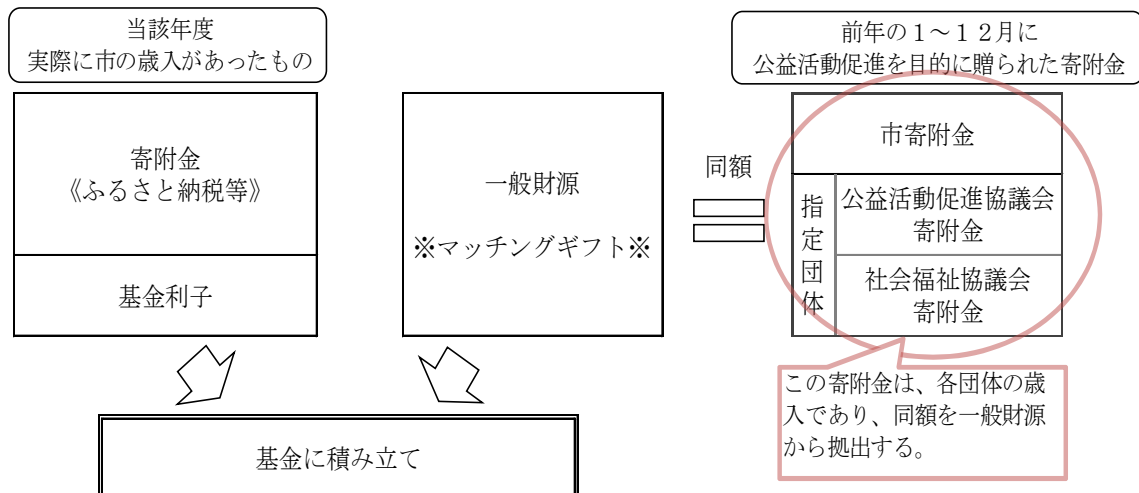
前年の内に市及び指定団体（池田市社会福祉協議会・池田市公益活動促進協議会）に対して公益活動促進を目的に贈られた寄付金と同額を市の一般財源から積み立てる。

2002（平成14）年1月より池田市公益活動促進基金の積立を開始しており、当初の残高は10,811,376円であった。そこから増え続け、2008（平成20）年度には、17,542,970円まで増加した。2009（平成21）年度からは、池田市公益活動促進事業補助金の交付開始による取崩額の増加により、残高は減少しており、2013（平成25）年度以降は、3,000千円を前後することが多くなっている。

【積立金の推移】（単位：千円）※四捨五入により記載

積立	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
マッチング	1,890	2,267	2,272	1,126
基金利子	3	9	5	2
寄付金（つながる募金）	286	157	20	8
寄付金（ふるさと納税）	1,115	1,122	544	1,121
積立金合計	3,294	3,555	2,841	2,257
取崩	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
補助金	700	1,400	2,366	700
助成金	1,293	1,721	1,756	821
取崩金合計	1,993	3,121	4,122	1,521
基金残高	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
	4,090	4,524	3,243	3,979

○図解



4-7. 池田市公益活動助成金

助成金の申請団体数は、この四年間で微減となっている。助成予算額については、基金の残高状況により決定している。

配分方法や審査結果の反映の仕方を考える必要がある。現在は、申請額を基に半額を定額配分、残額を審査結果が反映した傾斜配分としているが、審査内容にかかわらず申請額が大きい団体に助成金が多く交付される仕組みとなっている。

【助成金の推移】

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
助成額(千円)	1,293	1,721	1,756	821
申請団体数(件)	21	21	19	19
交付団体数	21	21	19	17

4-8. 公益活動事業補助金

2009(平成21)年度から補助金の交付が開始し、2018(平成30)年度には、委託業務であったボランティア広報誌の発行を補助金事業(機関紙の発行)に移行した(966千円)。2009(平成21)年度以前は、ボランティア広報誌の発行業務以外にも池田市公益活動促進協議会との委託業務として実施している。

補助金額については、事業内容及び原資である基金の残高を鑑みて決定する。事業内容は、下記のとおり。

H28年度	1. NPO人材養成講座、2. 団体支援事業、3. 団体連係支援事業
H29年度	1. ボランティア祭、2. 団体支援事業、3. いけだ市民大学、4. いけだNPOサロン、5. NPO施行20周年講演会
H30年度	1. 情報発信事業、2. トアエル文化祭、3. トアエルマーケット、4. 団体連係支援事業、5. トアエルカレッジ
R1年度	1. 情報発信事業、2. トアエル文化祭、3. トアエルカレッジ

【補助金の推移】

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
補助金額(千円)	700	1,400	2,366	1,600

4－9．公益活動団体事務委託

直近4年間の委託契約金額は、令和元年度の消費税増額分を除いて同額となっている。団体登録事項変更事務については、年度により増減があるが、他の事務については、大きく数字が変動することはなかった。

【事務委託の推移】

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
委託契約金額（千円）	1, 277	1, 277	1, 277	1, 289
団体登録事務（件）	2	5	4	5
助成金申請事務（件）	21	19	20	23
団体登録事項変更事務（件）	19	8	20	20
団体活動内容報告事務（件）	71	68	70	73

《5. 今後の在り方（案）》

5-1. 今後の全体像

今後の本市公益活動促進施策は、公益活動団体への支援だけでなく、公益活動団体と地域を繋げ、地域が人材や場の提供が行える仕組みづくりが必要である。

公益活動団体が活動できる場所、又新陳代謝のための新たな人材を地域が提供する一方、公益活動団体はその公益性・特化性を活かし、地域団体（自治会など）だけでは賄えない役割を担い、その地域の助けとなる。

家族形態・ライフスタイルの多様化により、高齢者の単身世帯の増加・子育て世帯の孤立化・老々介護など問題も多様化しており、「自助」「公助」に加えて、多世代による「共助」の推進が必要な状況であり、今後の公益活動に求められるものである。

上記のように公益活動団体と地域が繋がるためには両者のマッチングと支援が必要であり、それが出来る拠点施設と中間支援団体でなければならない。

また、池田市立公益活動促進センターの指定管理者は公募であり、現在は池田市公益活動促進協議会が受託しているが、今後、違う団体が受託すると、指定管理業務と池田市公益活動促進協議会が行う団体登録事務等及び補助事業とが別々の団体になってしまい、円滑な業務執行に課題、意思決定が複雑化する可能性があるため、中間支援業務の見直しが必要となる。

さらに、市担当部局と公益活動団体が関係を強化することで、より公益的な活動の場の提供を行い、公助では足りない部分を補ってもらおう。

市及び中間支援団体が公益活動団体・地域への支援を行い、池田市立公益活動促進センターが公益活動団体と地域が出会える場とすることが「共助」の推進となり、それが活力ある豊かなコミュニティづくりとなる。

5-2. 施策の改善点

●中間支援

現在、本市の中間支援業務は、条例上で規定されている池田市公益活動促進協議会が行っているが、今後は、中間支援業務と指定管理業務を一括させ、公募により決定された指定管理者が中間支援組織となり、新設される（仮称）池田地域交流センターを拠点に支援を実施していく。

①指定管理業務の見直し

池田市公益活動促進協議会と特命による契約をしていた公益活動団体事務委託及び池田市公益活動促進事業補助金を、新たな池田市立公益活動促進センターの事業に組み込むことで、指定管理者がこの業務を負う。

また、池田市社会福祉協議会などのその他の中間支援組織と連携し、活動を行う団体及び個人の目的に沿った支援が出来るような体制を整える。企業及び大学との連携を強化し、産官学が一体となって公益活動を促進する。

これらの業務を実施できる指定管理者を、公募により決定し、中間支援組織となり活動していく。

②新たな中間支援業務の追加

新規の池田市立公益活動促進センターの事業として、地域団体の支援や地域団体及び市民とのマッチング業務を追加する。

加えて、NPO法人に関する設立相談や書類作成などの支援業務も行う。

新たな池田市立公益活動促進センターでは、指定管理者を中心として、公益活動団体と地域団体・市民とのマッチングを実施することで、センターを公益活動団体だけでなく、地域団体や地域の人々も交流できる場とする。

公益活動団体が自主的・主体的に、そしてより活発的に活動するために、活動できる場・新規の人員、財源の確保といった課題を地域と連携することで解決し、地域で公益活動することで還元する。

③池田市公益活動促進協議会の位置付け

委託契約・補助金を指定管理業務に組み込み、指定管理者を中間支援組織とするため、条例での位置付けを検討。

●公益活動団体

公益活動登録団体の整理及び市と公益活動団体との連携の見直しを行い、協働の促進を図る。

また、助成金による支援について、新設の団体を対象とし、審査結果の反映を大きくしたものとする。

④公益活動登録団体の整理

共益的な活動を主とする団体が混在している現状を見直すため、市及び指定管理者による登録基準のチェックを徹底し、公益活動登録団体の整理を行う。

⑤市担当部局との連携強化

市担当部局が公益活動団体に対し、業務依頼を希望する際、指定管理者が公益活動団体の情報を把握することで、指定管理者の紹介を通じて、その業務を実施できる団体と連携する。

また、指定管理者は公益活動団体が市のどの部局が担当かリスト化し、市部局はそのリストを基に担当団体を把握する。

担当部局との連携を強化することで、協働事業提案の申請や受理がしやすくなる。

⑥助成金の見直し

財政基盤が整っていない新設の団体への補助を手厚くする。また、審査を公開プレゼンテーション方式とし、審査結果を大きく反映する。

交付は市となるが、助成金の申請の相談や受理、又公開プレゼンテーションの実施は指定管理者が行う。

《6. 近隣市事例》

6-1. 豊中市

中間支援センター：豊中市市民活動情報サロン

中間支援組織：NPO法とよなかESDネットワーク

指定管理ではなく、プロポーザル方式による業務委託により管理運営している。業務は、施設の管理・運営の他、事業の企画・実施（情報の収集や講座の開催など）。

中間支援センターとして、登録制度を実施しており、広報のサポートや会議室の使用といったメリットがある。

基金を原資とした助成金制度を設けており、公開プレゼンテーション方式による審査の後、限度額50万円・同団体3回の交付制限で交付している。

主な実施事業

【市民活動サポート】

市民公益活動団体が自らの活動について主体的に情報発信し、認知度を高めて団体の自立的発展につなげる機会を市が提供する。

チラシの配架や市HP・広報への掲載など。

【夏休み特別企画】

公益活動の理解の促進と市民・事業者・公益活動団体・行政の相互交流を図るため、公益活動や地域課題について参加者が語り合う催しを実施。

【交流・ネットワークづくり】

学生向けボランティア情報の提供や多文化共生などについて学生向けのセミナーを実施。

【ピンポイント講座】

公益活動団体のニーズに合わせたテーマ別の講座を実施。会計についてなど専門的な講座も開催。

【まちづくりセミナーDVD上映会】

市民活動情報サロンでまちづくりセミナーのDVDを鑑賞し、意見交換。

各地域でまちづくりを実践されている方を講師に招き、市民・事業者・行政が一緒になって取り組むまちづくりについて、定期的に講演

6-2. 箕面市

中間支援センター：みのお市民活動センター

中間支援組織：NPO法人市民活動フォーラムみのお

中間支援センターは、指定管理により運営されている。

登録団体の要件は、多数の市民の利益となっているような社会貢献活動を実施していること、規約・役員名簿・会員名簿を持つことであり、特段のメリットは無いが団体の信用の担保となっている。

指定管理業務の中に助成金の実施が盛り込まれており、限度額80万円・同一事業3回交付制限で交付している。

主な実施事業

【情報の収集・提供】

市民活動団体に関する情報や、助成金など活動に役立つ情報を収集し、提供。HP・ニュースレターでの情報発信や団体紹介冊子の編集・発行など。

【講座の開催・啓発】

市民活動に関する講座を開催し、啓発を促す事業。

市民社会講座、市民活動スキルアップ講座、NPO フェスタなど。

【相談】

市民活動に関する組織づくりや運営、活動に関すること等の各種相談の受付。

一般相談：センター窓口スタッフ、専門家相談：労務・会計などが担当する。

【交流】

市民活動団体同士、また、市民活動団体と関心のある市民の方々との交流を促進。センター利用市民活動団体が参加する利用者協会議を開催している。

【場所・設備の提供】

事務所機能を提供する事務ブースや打ち合わせ用の会議室、会報やチラシなどのための印刷機など、活動に必要な場所・設備を提供。

【調査・研究】

市民活動の促進と協働の促進に関する調査・研究を行う。

【市民活動支援金】（助成金）

「夢の実支援金」（みのお市民活動支援金）の交付を通じ、市民活動の支援を実施する。

6-3. 吹田市

中間支援センター：吹田市立市民公益活動センター

中間支援組織：NPO法人市民ネットすいた

市民公益活動センターでは、NPO法人・ボランティア団体に向けた公益活動の促進だけでなく、ボランティアをこれからしたい人や自治会の支援も行っている。

指定管理業務の中に「地域コミュニティラボ事業」があり、「地域自治組織運営トリセツ」の発行や自治会向けの会計講座の実施、ワークショップの開催を行っている。

助成金は、公開プレゼンテーション方式で審査し、限度額50万円・同一事業3回交付制限で交付している。

主な実施事業

【相談対応】

市民公益活動に関する様々な相談の他、NPO法人化の手伝いや専門家による特別相談会も実施。

【情報提供・広報支援】

公益活動に関する情報コーナーを設置し、様々な情報の交流を行い、又ニュースレターや「市民公益活動ガイドブック」の発行、情報サイトを運営している。

HP、Facebookのほか、施設ではチラシ・ポスター・資料・書籍の掲示と配架による情報提供も行っている。

【講座・イベント】

団体の活動のスキルアップや市民啓発のための各種講座やイベントを開催している。

【交流・ネットワークづくり】

市民・市民公益活動団体・事業者・行政等とのネットワークを構築。

「団体交流会」「市民協働マッチング」や色々な人が自由に集まる場「テーマカフェ」「このゆびとまれ」などを開催している。

【調査・研究・政策提言】

市民公益活動団体の実態調査や協働事例の取りまとめ等の研究に取り組み、政策提言につなげ、市民公益活動の促進のための社会的な環境整備を行う。

公益活動促進施策に係る近隣市比較表

	助成金制度	登録団体（登録基準）	中間支援センター管理
池田市	<ul style="list-style-type: none"> 登録及び指定団体（年数制限なし）に交付。 額は、助成対象活動経費の1/2以内（5年以内は4/5）の額とし、限度額20万。原資は基金。 申請額を基に半額を定額配分、残額を審査結果を反映した傾斜配分としている。 	<ol style="list-style-type: none"> 公益活動を行っていること 公益活動を継続的（1年以上）に行う法人その他の団体であること。 市と協働するにふさわしい団体であること。 リットは、助成金の申請、共同利用施設の減免等	<ul style="list-style-type: none"> 公募により指定管理者を決定。 条例上の業務は、1.センターの使用の許可、2.センターの管理となる。 現在の指定管理者は、公益活動促進協議会。
摂津市	<ul style="list-style-type: none"> 審査は、公開プレゼンテーション方式。 限度額30万。補助率は、3/4～1/2 同じ団体、事業の場合、3回の交付制限。 新設の団体に向けた補助もあり。 	登録団体制度なし。	中間支援センターなし。
吹田市	<ul style="list-style-type: none"> 審査は、公開プレゼンテーション方式。 限度額50万。補助率1/2。原資は基金。 同一事業は、5回交付制限。 公益活動センターによるコンサルティングあり 新設の団体に向けた補助もあり。 	<ol style="list-style-type: none"> 非営利・公益を目的に活動する団体 主として市内で活動している 市民がオープンに参加しているか、又はボランティアの受け入れが可能な団体 メリットは、会議室使用料の補助など	<ul style="list-style-type: none"> 公募により指定管理者を決定。 条例上の業務は、1.市民公益活動を行う者の支援、2.情報の収集及び提供、3.相談及び助言、4.講座の開催等、5.連携及び交流の促進、6.施設の使用に関すること。
豊中市	<ul style="list-style-type: none"> 審査は公開プレゼンテーション方式。 限度額50万。補助率1/2。原資は基金。 同団体は、3回交付制限。 新設の団体に向けた補助もあり。 	中間支援センターにて登録制度あり。 <ol style="list-style-type: none"> 市民公益活動を主目的とする、2.行政が団体の事務局に参加していない、3.市内に事務所がある・市内で活動をしている メリットは、広報のサポートや会議室の使用など	<ul style="list-style-type: none"> プロポーザル方式による業務委託。 業務は、1.事業の企画、実施（情報の収集や講座の開催、相談受付など）、2.施設の管理、運営。
箕面市	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務の中に助成金が入っている。 限度額80万。補助率3/4。 同一事業は、3回交付制限。 新設の団体に向けた補助もあり。 	<ol style="list-style-type: none"> 市民が相互に協働して、多数の市民の利益となるような社会貢献活動を実施。 規約・役員名簿・会員名簿を持つ。 特にメリットはなく、団体の信用の担保のため。	<ul style="list-style-type: none"> 公募により指定管理者を決定。 条例上の業務は、1.情報の収集及び提供、2.講座の開催その他啓発、3.相談に関する業務、4.交流の促進、5.場所及び設備の提供、団体の支援。
川西市	<ul style="list-style-type: none"> 審査は公開プレゼンテーション方式。 限度額8万。補助率4/5。 同一事業は、2回交付制限。 	センター利用登録グループ制度あり。 <ol style="list-style-type: none"> 非営利の社会貢献活動や男女共同参画の実現に向けた活動を実施、2.センターの事業や行事に積極的に参加、3.会員数が5名以上で半数以上が川西市民。 	<ul style="list-style-type: none"> 公募のより指定管理者を決定。 条例上の業務は、1.必要な場所、設備等の提供、2.必要な情報の収集、整理及び提供。

今後	<ul style="list-style-type: none"> 審査は公開プレゼンテーション方式。 市が助成金を交付するが、プレゼンテーションや相談業務などは指定管理者が実施。 新設の団体への補助を手厚くする。 	市及び指定管理者による登録基準のチェックを徹底することで、趣味的な活動を主とする団体が混在している現状を見直し、登録基準に則した団体のみを登録団体とする。	<ul style="list-style-type: none"> 公募により指定管理者を決定。 業務は、使用の許可・センター管理の他、講座の開催や相談業務、事業の企画・実施、交流の促進などを実施。
----	---	---	--